

指定居宅介護支援・指定介護予防支援 重要事項説明書

りんりんはご利用者に対して指定居宅介護支援・指定介護予防支援を提供します。サービスを提供する上で、りんりんの概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人 りんりん |
| (2) 所在地 | 愛知県半田市岩滑高山町5丁目4番地 |
| (3) 電話番号 | 0569-32-6616 (FAX) 0569-32-6623 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 渡邊 千恵 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 平成11年9月28日指定
愛知県第2372400131号

指定介護予防支援事業所 令和6年4月1日指定
愛知県第2372400131号 |
| (2) 事業所の目的 | 当事業所は介護保険法令に従い、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 特定非営利活動法人 りんりん |
| (4) 事業所の所在地 | 愛知県半田市岩滑高山町5丁目4番地 |
| (5) 電話番号 | 0569-32-6616 (FAX) 0569-32-6623 |
| (6) 管理者 | 澤田 ゆかり |
| (7) 事業所の運営方針 | 介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つように努めます。また、適正な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努めます。 |
| (8) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |
| (9) 通常の事業
の実施地域 | 指定居宅介護支援事業所 半田市、阿久比町、武豊町
指定介護予防支援事業所 半田市 |
| (10) 営業日及び
受付時間 | 月曜～金曜 9時～17時
(但し、日曜及び国民の休日・年末年始12/29～1/3を除く) |

3. 職員の体制

りんりんでは、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

令和7年4月1日現在

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者 (介護支援専門員と兼務)	1	0	職員の管理及び業務の管理
2. 介護支援専門員	4	2	居宅介護支援業務

注1) 職員の配置については、指定基準を守っています。

注2) 常勤一人当たりの担当利用者数を44名以下とする。

4. 提供するサービスと利用料

- (1) 利用者の相談はりんりん事業所内またはご希望により利用者の居宅でお受けいたします。
- (2) 介護支援専門員は必要に応じ利用者宅を訪問します。要介護者は1か月に1回以上、要支援者は3か月に1回以上とします。
- (3) 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持します。また、事業所の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密は保持します。
- (4) 利用料は介護報酬の告示の額とします。
 - ① 居宅介護支援費は別紙をご参照ください。
但し、全額が保険から給付されますので利用者の負担はありません。
 - ② 交通費は通常の事業の実施地域（半田市、武豊町、阿久比町）の場合は交通費はいただきません。但し、通常の事業の実施地域を越えて行う場合に要した交通費は、その実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業の実施地域を越える地点から、片道1キロメートルあたり100円を徴収します。

5. サービス提供時の留意事項

- (1) サービスの利用開始
サービス計画作成の依頼と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
- (2) サービスの終了
 - ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の2週間前までにお申し出ください。
 - ② りんりんの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに通知いたします。
 - ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - 利用者の要介護状態区分等が、「自立」と認定された場合
 - 利用者がお亡くなりになった場合
 - ④ その他
りんりんが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は解約を通知することによって即座にサービスを中止することができます。
また、利用者又はその家族がりんりんや介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合、りんりんは解約を文書にて通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

6. 虐待の防止について

りんりんは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講ずるほか、サービス従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

りんりんは、虐待防止委員会を設置し、虐待防止に関する担当者を配置しています。

7. 事故発生時の対応について

りんりんは、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。上記の義務履行を確保するため、損害賠償保険に加入しています。

8. 相談苦情の受付について

サービスの利用に関する相談・苦情は、事務所まで遠慮なくお申し出下さい。速やかに対応します。

受付時間 月曜～金曜 9時～17時

（但し、日曜及び国民の休日・年末年始 12/29～1/3 を除く）

連絡先 （電話） 0569-32-6616 担当 澤田 ゆかり

<その他関係機関の苦情処理相談窓口>

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 （電話） 052-971-4165

愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 （電話） 052-212-5515

半田市役所 高齢介護課 （電話） 0569-84-0649

阿久比町役場 健康介護課 （電話） 0569-48-1111

武豊町役場 福祉課 （電話） 0569-72-1111

9. 緊急相談窓口の設置について

りんりんは、24時間連絡体制をとっております。担当：りんりんケアマネジャー
営業中は、りんりん事務所までご連絡ください。

月曜～金曜 9時～17時

（但し、日曜及び国民の休日・年末年始 12/29～1/3 を除く）

（事務所電話） 0569-32-6616

（緊急用電話） 080-3612-4697

10. 介護サービス情報の公表制度について

利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供を「介護サービス情報公表システム」に公表しています。全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧することができます。

11. 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・ <u>なし</u>
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和7年4月1日 改定